

# 会津坂下町で農業を始めたい方へ

特に研修は必要ないので、  
すぐに農業をはじめたい！

農業委員会や振興公社を通して  
土地の売買や賃貸契約を結  
ぶ必要があります

地域の担い手となるための手  
続きを行う必要があります

農業について勉強してから  
はじめたい！

会津坂下町内の農業法人にて  
研修できるよう手配します

会津坂下町内にある県の施設  
農業普及所で研修ができるよ  
う手配します

研修中の生活費に不安がある時は…

農業経営が軌道にのるまで  
は、収入が不安・・・

45歳未満の方であれば、  
青年就農給付金制度が受けられる  
可能性があります  
研修中：準備型（最長2年）  
経営開始後：開始型（最長5年）

会津坂下町産業課農林振興班  
へご相談ください  
(TEL0242-84-1505)

